

令和 2 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 調査内容の結果報告について | 1 |
| 2. その他 | 7 |
-

令和 2 年 1 1 月 5 日 (木曜日)

文教福祉委員会会議録

令和2年11月5日 木曜日

午前10時00分開議

午前10時43分閉議（実時間31分）

○本日の会議に付した案件

1. 調査内容の結果報告について
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長 西 濱 和 博 君
副委員長 村 山 俊 臣 君
委員 亀 田 英 雄 君
委員 古 嶋 津 義 君
委員 前 川 祥 子 君
委員 村 上 光 則 君
委員 百 田 隆 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記 村 上 政 資 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（西濱和博君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから八代市議会災害対策会議における文教福祉委員会を開会いたします。

開会に先立ち、委員の皆様にご連絡がござい

ます。すいません、小会しますので、少しそのまま

お待ちくださいませ。

（午前10時00分 小会）

（午前10時01分 本会）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

改めまして、開会に先立ち、委員の皆様にご連絡がござい

ます。令和2年7月豪雨災害を受け、設置されました執行部の災害対策本部会議につきましては、10月30日金曜日をもって解散されました。

なお、今後は、八代市復興推進本部におきまして、被災された皆さんの支援や復興計画の策定など、復興の取組を効果的かつ迅速に推進してまいりたいとのこととございましたので、御承知お祈りいたします。

◎調査内容の結果報告について

○委員長（西濱和博君） それでは、次第1、調査内容の結果報告についてですが、前回の委員会で、取りまとめについては委員長一任ということでありましたので、委員の皆様から御提出いただきました所見を取りまとめさせていただきましたので、ただいまより報告させていただきます。

資料の横長、部会活動における調査内容の結果報告のうち、調査項目、小中学校の再開支援についてを御参照いただきたいと思います。

ただいまより、各委員の皆様から御提出いただきました所見を読み上げさせていただきますので、しばらくお時間頂戴いたします。

項目、小中学校の再開について。

教育委員会から現状の話を聞き、八竜小学校、坂本中学校、両校長との意見交換は、被災後の学校の様子、取組、子供たちの様子や現状が把握でき、先生たちの気持ち、考え方も聞けて、とてもよい機会であった。日奈久小中学校の様々な配慮についても伺った。感謝しかない。

発災直後からの様々な取組には大変な苦勞があったものと推察され、様々な関係者の皆様に感謝申し上げるものである。大人でもこの災害の規模の経験はないばかりか、心理面に大きな傷が残っているものであり、ましてや、子供たちのそれは計り知れないものであると想像する。そこに最大配慮されている様子がうかがい知れて、大変な思いをしている子供たちへの配慮が実感された。また、先生たちも同様であり、メンタルケアには十分配慮願いたいものであり、校長などの管理職にも配慮されるようお願いしたい。

様々な話を聞いた中で、2学期中に1回、学校へ帰り、1回リセットし、新たな学期を迎え、卒業生を送り出してあげたいという思いには胸を打たれた。まさにそのとおりであると思うものである。

学校の再開ということは、私はもちろん、清掃作業などに自主的に取り組む地域の願いでもあり、できることならば、早期に再開できるような環境を整えるべきであると考えます。

次。ライフラインの確保と道路の復旧が課題であったが、ライフラインについては確保できる状況である。今後は道路の復旧の進捗次第であり、通学路の安全が確保できたら、スクールバスによる運行で、原校復帰できるものと考えます。ただ、発災後、児童・生徒に登校渋りや不定愁訴などの精神面の変化が現れている。また、保護者にも精神的不安を抱えているとのこと。スクールカウンセラー・ワーカーによる心のケア（悩みや不安の解消）の支援が必要と考えます。

次。坂本町の児童・生徒は、発災後に学びの場として、鶴喰生活改善センターや桜十字ホールやつしろを活用した後、8月より日奈久小学校、中学校に拠点を移している。その後において体調に変化が起きている子供たちが見受けられる。対応として、スクールソーシャルワカ

ーをつけたり、支援員のサポートや保護者と連携をとったり、保護者共々カウンセリングを受けてもらったりしている。その結果、少しずつ心のケアができていくということである。

今後の目標は、年内には坂本中学校、八竜小学校に戻り、来年の卒業式を自分たちの学校で行いたいということだった。この状況を聞いただけでも、いかに子供にとっても、親にとっても、ふだんの当たり前とされていた日常生活を送ることが、いかに心身の健康において大事なことが分かる。まずは子供たちの心身の健康を少しでも取り戻すために、自分たちの学校に一日でも早く戻してあげることが先決であると考えます。そのために、最低限やるべきことは何かと考えなければならない。

次。日奈久小学校、中学校には感謝したい。学校現場へ必要な支援を教育委員会として十分に行う。

次。来年3月の卒業式は八竜小学校、坂本中学校で行えるようにする。

次。子供たちの心のケアが必要。子供たちも被災し、生活環境も大きく変わり、不安や不満、我慢を抱えている。長期的な専門的ケアが必要。

次。保護者とのコミュニケーションをとり、丁寧に意見を聞き取る。

2ページです。

次。8月3日から日奈久小中学校の空き教室を使用して、授業の再開を行ったとのことであるが、災害の経験による環境の悪化があったことから、児童の精神的問題把握と、その改善が急がれる。その対処法として、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーと協力しているとのことである。いい結果につながることを期待している。

次。坂本地域の学校復帰については、最大の障害となっているのが、道路事情の現況復帰であると考えます。本市としても、国、県と協議を

重ねる中で、この問題を最優先課題として取り組んでいただき、児童が元の環境の中で学習することができることが諸問題の解決につながると思う。

次。母校にて一日も早い学業再開、安心・安全な登校が可能とするため、市としての方向性を指し示す。学校生活が平常時と変わりのない環境であること。

次。児童、生徒、保護者、職員への心のサポート強化。短期的にも取組が必要であるが、長期的なケアが必要である。

次。ICT教育の強化。1人1台のタブレットパソコンを早期導入し、支援員等配置。

次。通学路の設定に関して、通学路となる見込みの被災区間について、暫定復旧の在り方、手だてを関係者間における検討事項として扱うことを提案する。

課題：教育委員会によると、坂本地域での原校復帰に当たっては、道路（国道219号など）の復旧による安全・安心で、安定したスクールバスの運行が大きな課題の一つとなっているとのこと。

対策：道路の本復旧までに相当の時間を要するとした場合、伴って、原校復帰までの長期化が懸念される。そこで、現在の緊急措置の状態から安全性を高めた暫定復旧の在り方、手だてを検討の対象に加え、道路管理者など関係機関との協議テーマとする。

次。児童・生徒、保護者、教職員に対する心のケアに関して、手だての充実を図ることを提案する。

課題：発災後、児童・生徒の様子に変化が現れ、留意が必要と見られる子供が増えてきているとのこと。また、保護者や教職員においても様々な対応によるストレスの蓄積が懸念される。

対策：本市教育委員会では、熊本県教育委員会と連携し、カウンセラーを学校に派遣し、カ

ウンセリングを実施されているところである。これまでのカウンセリングによる心理的指標により評価する手法に加え、ストレスの状態を可視化できる生理的指標を用いてのケアを併せて実施する。

ストレスホルモンとして知られているコルチゾールという物質が毛髪や爪の組織内に蓄積する性質を利用し、この濃度を測定することにより、長期的なストレスを評価する研究が進んでいる。毛髪や爪は、過去数週間から数か月のコルチゾールの記録媒体であり、慢性的なストレスを反映する指標として捉えられている。筑波大学、独立行政法人労働安全衛生総合研究機構等が、この先進研究機関であり、学・官で連携しての取組の実施を提案する。

次に、部会まとめを読み上げます。

発災後、生活環境が大きく変わり、児童・生徒の様子に変化が現れている。特に留意が必要と見られる子供が増えてきており、保護者や教職員においても様々な対応によりストレスの蓄積が懸念される。

現在、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒へのカウンセリングが実施されているが、同様に、保護者や教職員に対する研修やカウンセリング等、引き続き心のケアが必要である。そのためには、長期的にサポートしていくとともに、さらなるケアの充実に努めていただきたい。

心のケアには日常生活を取り戻すことが大切であり、児童・生徒や保護者、教職員のためにも、坂本での授業再開を早期に求める。そのためには、通学路の安全・安心な通行が必要だが、道路の本復旧までに相当な時間を要する場合、原校復帰までの長期化が懸念される。

坂本での学校再開は地域の願いでもあり、通学路の安全・安心な通行について、道路管理者など関係機関との協議を深め、早期に再開できるよう、通学路の整備を進めていただきたい。

あわせて、卒業式や終業式など、節目の大切な行事については、慣れ親しんだ母校にて実施できるよう配慮をお願いします。

以上です。

次に、二つ目、被災者の生活再建の支援について、読み上げさせていただきます。

1 ページ目でございます。

調査内容は被災者の生活再建であるが、今回の調査はボランティアセンターであり、そのことだけに注目したい。被災してからこれまでの復旧にはボランティアの皆さんの協力なしには語れない。このような大規模の災害からボランティアの受入れ、また、その対応について、八代では初めての対応であり、初期の立ち上げで不慣れで戸惑いもあり、スムーズにいかなかったと聞いていたので、大変な苦労もあったろうに、説明者の内容はそのような暗さはなく、被災者の立場に立ち、生活再建に寄与したいという思いが伝わってきて、ありがたかった。感謝したい。

民間のボランティアとも協議を進められてきており、それぞれにある団体に横串を刺し、情報を共有するという作業をされているのは、とてもよいことである。

今後は、これらの団体との向き合い方をさらに進めていただきたいと思うものである。

今回の経験で、ボランティアに対する様々な情報や運営のノウハウ、ネットワーク等の蓄積ができたものと推察する。これまでのことを検証し、後年に残るもの、今後に活かせるものにしてもらいたいと願う。

コロナの影響で、県外からのボランティアの受付ができなかったが、代替策はとれなかったのかと思う。

次。生活再建のための重要な支援情報を被災者に提供。災害時の金融上の特別措置や応急修理制度、小規模企業共済制度の災害貸付けなどの中小企業向け支援、被災者生活再建支援制度

(最大300万円) や特定非常災害特別措置など、災害救助法が広範囲に適用されるので、その支援制度を活用する。

住まいの確保では、元の集落近くを造成する小規模住宅地区改良事業の推進が災害に対する不安を払拭し、安心して暮らせる住まいの確保につながるのではと考える。

次。坂本町の被災地に入り、車窓から見る景色の中で、特に本流の球磨川沿いの家の並びは、ほとんどが柱と壁と屋根のみ残る無残なものであった。災害ごみや流れ込んだ土は、ほぼ片づけられている状態に見えたが、今後住民たちが同じ場所に戻って、これまでのような集落にするにはなかなか難しいものを感じた。それは住民の高齢化と今後の災害対策いかに関係してくるからである。

坂本町で暮らしたいと考えている人たちがどれくらいの数いるのか。また、どのような災害対策がなされ、安全・安心の状態になれば、戻りたいと考えている人たちがいるのかを住民の声を幅広く伺い、坂本町復興を前提に、住民を交えて協議を重ねていく必要がある。

次。コロナ禍の中、ボランティアの参加が県内在住に限られたことで、非常に人手が不足する事態となった。このことに本市としてどのように対応するのかの検討が不足していた。災害の初動対応を検証し、今後の災害対応へ生かしていく。

次。坂本の被災状況が伝わらない。復興状況が分からない。坂本地区だけの問題にしてはならない。全体化する。情報を共有化する。発信するという取組が必要。

次。物資を支援したいという人と必要とする人のマッチングの場をつくる。

次。復興に携わる人たちをボランティアとせず、仕事の一つとして被災された方に携わってもらう方法もあるのでは。

次。長期避難者に対する義援金の一次配分

は、本市独自のメニューで評価されるものであるが、県、国への働きかけを引き続き行う。二次配分についても早急に検討する。（冬になり、年越しの時期になる）

次のページ、2ページ目をお願いいたします。

次。被災された方たちの声を丁寧に聞き取り、声は時間とともに変わるといふことも念頭に置きながら寄り添っていく。

次。八代市社会福祉協議会がその拠点を被災地である坂本町へ移し、災害ボランティアから復興ボランティアへと名称を変更したことは、第2段階への出発点になったと認識している。これからの坂本町復興をどのような形で進めていくのかということである。そのような意味においても社協の果たす役割は大きく、今後は関係機関と連携して進められるものと思うが、重要なことは、地域住民とのコンセンサスをいかにしてまとめるかであろうかと考える。社協の果たす役割を期待するとともに、早く復興が進むことを願っている。

次。情報発信の在り方を見直す。ICT活用による情報発信・共有を推進する中で、SNS等の活用に合わせ、情報を得るすべがない住民のサポートの強化を徹底する。国、県、市による支援、助成等情報の周知強化。

次。住民皆様の不安払拭（心のケア等）を強化。医療環境整備。

次。スマートシティ（コミュニティー）・モビリティの推進。

次。住まい（恒久住宅）の確保などに向けた支援について。

（1）想定される住まいの再建方法（再建メニュー、再建モデルプラン等）及び利用できる公的支援制度等に関する情報をできるだけ早期に提供することを提案する。

（2）創造的復興に資する住宅政策の一つとして、地域再生法の一部を改正する法律（令和

2年1月施行）に基づく、次の二つの事業について検討を行うことを提案する。

①坂本駅前団地の復旧に当たり、地域住宅団地再生事業の適用の可否。事業概要：生活利便施設や就業の場などの多様な機能を設けることにより、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生する。

②既存住宅活用農村地域等移住促進事業の導入。事業概要：行政が農地付き空き家等の円滑な取得を支援することで、農村地域への移住を促進。

（3）住宅確保要配慮者（災害の被災者、低所得者、高齢者、子育て世帯、障害者等）を対象とした新住宅セーフティネット制度の早期運用が図れるよう、関係機関において係る調整作業に着手されることを提案する。

次。総合的な相談支援体制等の充実・強化について。

（1）八代市地域支え合いセンターのサテライトオフィスを坂本町へ設置することを提案する。令和2年10月19日に八代市本町に開設された八代市地域支え合いセンター（総合相談受付、見守りや生活支援、健康づくり支援等）のサテライト機能を坂本町に新たに設置し、住民の利便性の向上を図るとともに、ニーズに応じた総合支援窓口（ワンストップセンター）としての機能のさらなる強化を図る。

次。支援を必要とする人を支える持続性ある新たな仕組みづくりについて。

（1）復興基金の創設を提案する。災害からの復興において、各復興施策を補完する目的で基金を創設する。例えば、被災者の自立支援、また、坂本町の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるためなど。

（2）復興に資するまちづくり人材の確保のための新たな手法（特定地域づくり事業協同組合制度）について、活用方策の検討を提案する。地域人口の急減に対処するための特定地域

づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月施行）に基づく、特定地域づくり事業協同組合制度を活用する。この制度を活用することにより、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出せることはもとより、——次のページに移ります。坂本町内外の若者を呼び込むことができ、地域の担い手を確保する、これまでにない画期的な仕組みである。消防団の組織体制の強化も期待される。このことは、ひいては坂本町全体の活性化、復興の機運醸成にも資するものとする。

（3）コミュニティーを支える一方策として、プラチナネットワーク事業のさらなる活用を提案する。世代をつなぐ助け合い制度であるプラチナネットワーク事業（八代市シルバー人材センターが連絡調整役として、支援を必要とする人と支援をする人をつないでいる）のさらなる活用と持続化を図ることにより、坂本町の現在ある共助の風土を次の世代につないでいく。運営のための財政支援として復興基金を活用する。

（4）関係人口増加プロジェクト事業（復興庁所管）を参考とした本市独自の施策の検討を提案する。八代市は本年度、総務省所管の関係人口創出・拡大事業モデル事業団体に採択された。九州管内で採択された僅か2件のうちの1つが本市であり、モデル事業として事業推進中の自治体としての優位性を生かし、被災地復興につながる本市独自の関係人口増加プロジェクトの実施に向けた検討を提案する。この事業と並行して、さらに、復興支援員としての地域おこし協力隊の募集も視野に入れた取組を併せて検討する。

復興庁：被害の大きい地域では十分な労働力の確保ができないことが復興の妨げになっていると言われている。このような中、被災地における課題解決や仕事を通じた関係性を保ちながら定期的に訪問する層（関係人口）の形成、増

加をさせることが、被災地の活性化に重要であると考えている。

令和元年度の取組：復興・創生インターンシップ事業（夏季）、復興・創生トライアル就業事業。

（5）長野県のONE NAGANOの仕組みを参考に、熊本県での導入の検討を提案する。ボランティアの参加、ボランティアの輪の拡大、寄附金への協力等に関する先進的な取組であるONE NAGANO（構成団体：長野県、長野県市長会、長野県町村会、長野県災害時ネットワーク、長野県社会福祉協議会）の事例を参考に、本県におけるこのシステムの導入について、熊本県などの関係団体との協議を行う。

ボランティアとの連携に関して考えられる取組例。ボランティア活動のコーディネート。災害復興ボランティア活動に対する助成。被災地支援する市民活動への助成。

次に、以上を踏まえ、部会まとめを読み上げます。

4ページを御参照ください。

被災者の生活再建を支援するための手だてとしては、主にボランティアとの連携、総合的相談窓口の設置、住まいの確保、被災者への経済的支援などが想定される。本委員会においては、このような分野に着目し、調査を行った。

被災直後の坂本町の復興について、ボランティアの方々の御尽力が、地域住民の生活再建に大きく寄与したことから、ボランティアの方々や関係者・団体の皆様に感謝し、敬意を表したい。また、大規模災害でのボランティア受入れやコロナ禍での対応について、様々な運営の手法や知識・経験等の蓄積ができたものと思われる。ボランティアの参加が県内在住に限定されたことを含め、今回の対応を検証・分析し、今後のボランティアセンターの運営に生かしていただきたい。

災害ボランティアセンターが復興ボランティアセンターに移行し、八代市本町に八代市地域支え合いセンターが開設され、新たな復興の段階・局面を迎えている。被災者の今後の生活支援には、総合支援窓口のワンストップ化が必要であり、あわせて八代市地域支え合いセンターのサテライトオフィスを坂本町へ設置し、住民の利便性の向上に資するとともに、被災者に対する経済的な支援に関する情報提供などを含めた総合支援窓口（ワンストップセンター）としての機能強化を図ることが必要と思われる。

災害時の公的支援制度等に関する情報や活用方法は、ICTによる情報発信等のあらゆる媒体を活用し、早期に必要な情報提供をするとともに、情報を得るすべがない住民への配慮をお願いしたい。

また、住まい（恒久住宅）の確保などに向けた姿勢について、創造的復興に資する住宅政策の一つとして、地域再生法の一部を改正する法律等により検討いただくとともに、住宅確保要配慮者についてもきめ細かな対応ができるよう、関係機関において調整いただきたい。

支援を必要とする人を支える持続性ある新たな仕組みづくりとして、1点目に、被災者の自立支援、また、坂本町の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるため、災害からの復興において、各復興施策を補完する目的で、復興基金を創設。2点目に、復興に資するまちづくり人材の確保のための新たな手法について、活用方策の検討。3点目に、コミュニティーを支える一方策として、世代をつなぐ助け合い制度について、活用の検討。4点目に、被災地における課題解決や仕事を通じた関係性を保ちながら、関係人口を形成・増加するための独自施策の検討。5点目に、ボランティアの参加、輪の拡大、寄附金への協力等に関して、先進事例を参考に検討いただきたい。

令和2年7月豪雨は坂本町に大きな爪痕を残

した。甚大な被害を受けた被災者の生活再建に向けて、当事者の意向を尊重した支援策を検討するとともに、関する各種の手だてが坂本町の復興に資するよう、行政はもとより、関係機関、関係者が連携して取り組んでいく必要がある。

以上です。

それでは、ただいまの報告につきましては御承知おき願いたいと思います。

また、お手元に配付しておりますA4縦長の資料、復興計画策定委員会の専門部会における主な取組につきましては、第3回くらし・コミュニティ再生部会の会議に、その委員として正副委員長が出席するに当たり、参考とさせていただきますので、この件も御承知おき願いたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

◎その他

○委員長（西濱和博君） それでは、次第の2番目、その他についてでございますが、何かございませんでしょうか。

○委員（亀田英雄君） 御苦労さまでした。よくまとめられているなというふうに思いました。

あと、この文教福祉委員会に関する話では、今、坂本は無医村地区になっております。だから、医療関係者の話を聞くことも必要ではないかなということも思っています。

この中に、帰省者の生活再建の支援についての中にですね、坂本町で暮らしている人たちがどのくらい数がいるか。住民の声を幅広く伺いという言葉に着目して、今、住民自治ですね、自分たちの会を立ち上げておられます。だけれん、そっちとも意見交換のでければなど。そういうことが住民の意見を幅広く伺うということにつながるんじゃないかなということも思いましたので、そのこともお願いできればなとい

うことも思った次第です。

以上、2点についてですかね、今思うことは。

○委員長（西濱和博君） ほかに御意見ございませんでしょうか。ございませんか。

○委員（村上光則君） 今、調査事項についていろんな所見を述べられたわけですが、先日、ファクスやったですかね、対策本部がもう解散されたということで、少し早くはないかなと私自身は思ったわけですが、それは代表者会とかなんとかで話し合われた結果なんですかね。

○委員長（西濱和博君） 対策本部自体は執行部側の……。 (委員村上光則君「自分たちと議長はあれで、行ったろうばってんな。ちょっと解散が早うなかつかなかというふうに私は思うたもんだけん」と呼ぶ) 小会します。

(午前10時32分 小会)

(午前10時43分 本会)

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

その他について、何か御意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（西濱和博君） ないようですので、今後の予定についてでございますが、事前にはがきにより通知がございましたように、11月13日金曜日、午前10時に全員協議会が開催されます。そこで、当部会としても部会意見を報告する必要がございます。その際、議会災害対策会議における当部会意見として、第1回から本日までの内容を御報告させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（西濱和博君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

(午前10時43分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年11月5日

文教福祉委員会

委員長